

議案第 8 2 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う
大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年度法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、これに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することについて、関係市町村と協議するため、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、これに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係市町村と協議するため、同法第 290 条の規定により提案するものであります。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約(平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 3 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 別表第 2 に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に係る水道事業の経営に関する
事務

第 5 条第 1 項中「30 人」を「33 人」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2(第 3 条関係)

四條畷市、太子町、千早赤阪村

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

大阪広域水道企業団規約 新旧対照表

新	旧
<p>(企業団を組織する地方公共団体)</p> <p>第 2 条 企業団は、<u>別表第 1</u>に掲げる地方公共団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。</p> <p>(企業団の共同処理する事務)</p> <p>第 3 条 企業団は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>別表第 2 に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に係る水道事業の経営に関する事務</u></p> <p>(3) <u>水道事業の受託・技術的支援に関する事務</u></p> <p>(4) <u>工業用水道事業の経営に関する事務</u></p> <p>(5) <u>前各号に附帯する一切の事務</u></p> <p>第 4 条 省略</p> <p>(企業団の議会の組織及び議員の選挙方法)</p> <p>第 5 条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は、<u>33 人</u>とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 6 条～第 14 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p><u>別表第 1(第 2 条関係)</u></p> <p>表 省略</p> <p><u>別表第 2(第 3 条関係)</u></p> <p><u>四條畷市、太子町、千早赤阪村</u></p>	<p>(企業団を組織する地方公共団体)</p> <p>第 2 条 企業団は、<u>別表</u>に掲げる地方公共団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。</p> <p>(企業団の共同処理する事務)</p> <p>第 3 条 企業団は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>水道事業の受託・技術的支援に関する事務</u></p> <p>(3) <u>工業用水道事業の経営に関する事務</u></p> <p>(4) <u>前 3 号に附帯する一切の事務</u></p> <p>第 4 条 省略</p> <p>(企業団の議会の組織及び議員の選挙方法)</p> <p>第 5 条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は、<u>30 人</u>とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 6 条～第 14 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p><u>別表(第 2 条関係)</u></p> <p>表 省略</p>